

# シオノギビジネスパートナー贈収賄防止に関する ガイドラインについて

**シオノギグループ各社は、ビジネスパートナーの皆様のご協力をいただき、腐敗行為と贈収賄に絶対に関与せずコンプライアンス遵守に努めます。**

2014年4月に「シオノギグループ 腐敗行為・贈収賄防止ポリシー」を制定し、シオノギグループとして腐敗行為や贈収賄には絶対に関与しないという方針を明確に宣言すると共に、グループの諸活動に携わっておられる外部の方々にも私たちの考えを十分ご理解いただき、周知徹底へのご協力をお願いしてまいりました。

世界的に贈収賄に対する法執行と罰則が強化されている中、シオノギでは腐敗行為・贈収賄防止のために必要な具体的な環境整備を更に進めるべく、ポリシーの精神に則り、シオノギビジネスパートナーの皆さんに遵守いただきたい事項をまとめた「シオノギビジネスパートナー贈収賄防止に関するガイドライン」を策定いたしました。

シオノギビジネスパートナーの皆様におかれましては、本ガイドラインの趣旨についてご理解を賜り、ご協力いただきますようお願い申し上げます。

## シオノギビジネスパートナー贈収賄防止に関するガイドライン

### ◆ 本ガイドラインの目的

塩野義製薬株式会社、シオノギ総合サービス株式会社、シオノギヘルスケア株式会社、シオノギ分析センター株式会社、シオノギテクノアドバンスリサーチ株式会社、シオノギファーマケミカル株式会社、シオノギキャリア開発センター株式会社、シオノギデジタルサイエンス株式会社、シオノギビジネスパートナー株式会社、シオノギファーマコビジランスセンター株式会社、シオノギマーケティングソリューションズ株式会社、株式会社最新医学社、油日アグロリサーチ株式会社（以下、「シオノギ」といいます）は、事業を展開する全ての国および地域に適用される腐敗行為・贈収賄防止に関する全ての法律および規則ならびにシオノギグループ腐敗行為・贈収賄防止ポリシー（以下、「ポリシー」といいます）を遵守し、公正な取引を実施いたします。

シオノギの事業に関与する全てのビジネスパートナーの皆様も、このようなシオノギの方針をご理解いただき、シオノギとの取引に関連して腐敗行為・贈収賄行為が生じないよう本ガイドラインに従った取組みをお願いいたします。

本ガイドラインにおいてビジネスパートナーとは、シオノギの事業に関与する卸売業者、販売店、エージェント、ライセンサー、ライセンシー、仲介業者、コンサルタント、合併パートナー、請負業者、サプライヤー等の皆様を含みます。

なお、本ガイドラインについては、適宜、改訂することがございますのでご注意ください。

### ◆ 腐敗行為・贈収賄の禁止

シオノギの事業に関与する取引において、国内外・直接間接を問わず、公務員等、及びその他第三者に対して、金銭その他一切の利益（以下、「賄賂」といいます）を供与し、申込み、約束しまたはこれらの行為を承認しないようお願いいたします。また、いかなる賄賂も受領せず、要求せず、受領の約束をしないようお願いいたします。

「賄賂」とは、名目を問わず、不当にビジネスの獲得・維持または事業優位性を得るためになされる、金銭その他の有価物もしくは便益をいいます。

「金銭その他の有価物もしくは便益」とは、人の需要・欲望を満足させるものであり、以下のようなものが挙げられます。

- 現金、金券、ギフト券、未公開株、融資、担保、保証
- 接待、供応、物品、家屋・建物の無償貸与、補償、異性間の情交、職務上の地位などの無形の利益

「公務員等」とは、いずれかの国の政府に雇われるか、政府との契約下にある個人であって、以下の者を含みます。

- 国、地域、地方で選出・任命された政府職員、政党メンバーおよび公選選挙の候補者、政府所有または政府運営の施設で雇用されている医療関係者ならびに世界保健機関または国連のような準政府組織で雇われるか、契約している者。

#### ◆ 調査および監査

シオノギは、シオノギの事業に関与する全てのビジネスパートナーの皆様に、これまでのシオノギの事業に関連する取引の形態や実績についての情報や資料をご提供いただく場合があります。また、本ガイドラインおよび適用される国内または外国の腐敗行為・贈収賄防止に関する法令等の遵守状況について、調査や監査を実施させていただく場合もあります。ご理解、ご協力くださいますようお願いいたします。

#### ◆ 記録の作成および保管

シオノギの事業に関連する取引についての支払いと受け取りを、正確かつ公正に反映した会計記録を作成し、その会計記録を適切に保管していただきますようお願いいたします。

#### ◆ 違反時の連絡と調査対応

シオノギの事業に関連する取引について、適用される国内または外国の腐敗行為・贈収賄防止に関する法令等もしくは本ガイドラインに違反した場合、違反が疑われる事実を認識された場合、または関係当局から指摘を受けた場合は速やかにシオノギにご連絡ください。

また、このような違反またはその疑いに対してシオノギまたは関係当局が調査を行う場合には、ご協力くださいますようお願いいたします。

#### ◆ 周知および教育等

シオノギの事業に関連する取引について、適用される国内または外国の腐敗行為・贈収賄防止に関する法令等および本ガイドラインを、自己の役員および従業員等ならびに再委託先等に対しても周知徹底していただき、また必要な教育等を実施いただきますようお願いいたします。

2017年4月1日 制定